

「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
さて、早速ではございますが、法令諸規則の改正およびサービス変更等に伴い、2026年10月1日より「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
野村の証券取引約款（個人のお客様用） 第9章 投信積立約款 第5条（解約事由） (1) （省略） ① （省略） ② 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」の定めにより、非課税口座が廃止されたとき、金融商品取引業者等変更届出書が提出されたとき、または、法令等により、非課税積立専用投信を非課税口座に受入れることができなくなったとき (2)～(3) （省略） 2026年10月 <u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款</u> （約款の趣旨） 第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります）が野村證券株式会社（以下、「当社」といいます）に設定する非課税口座および特定課税未成年者口座（それぞれ租税特別措置法第37条の14に規定する同名の口座をいいます）に関する事項を定めるものです。 2 （省略） （定義） 第2条 この約款において「株式等」とは、次に掲げるものの総称をいいます。 ①～⑥ （省略） 2～3 （省略） 4 この約款において「特定非課税累積投資に係る積立契約」とは、定期的に継続して、当社に買付けの委託をし、当社から取得し、または当社が行う募集により取得することを約する契約で、取得した当該上場株式等は直ちに特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下同じです）へ受入れられることや、あらかじめその買付けの委託または取得をする上場株式等の銘柄	野村の証券取引約款（個人のお客様用） 第9章 投信積立約款 第5条（解約事由） (1) （省略） ① （省略） ② 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および<u>特定非課税累積投資に関する約款</u>」の定めにより、非課税口座が廃止されたとき、金融商品取引業者等変更届出書が提出されたとき、または、法令等により、非課税積立専用投信を非課税口座に受入れることができなくなったとき (2)～(3) （省略） 2026年4月 <u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</u> （約款の趣旨） 第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります）が野村證券株式会社（以下、「当社」といいます）に設定する非課税口座（租税特別措置法第37条の14に規定する<u>非課税口座</u>をいいます）に関する事項を定めるものです。 2 （省略） （定義） 第2条 この約款において「株式等」とは、次に掲げるものの総称をいいます。 ①～⑥ （省略） 2～3 （省略） 4 この約款において「特定非課税累積投資に係る積立契約」とは、定期的に継続して、当社に買付けの委託をし、当社から取得し、または当社が行う募集により取得することを約する契約で、取得した当該上場株式等は直ちに特定累積投資勘定へ受入れられることや、あらかじめその買付けの委託または取得をする上場株式等の銘柄その他の当社で定める事項が定められているもので、かつ、

新	旧
その他の当社で定める事項が定められているもので、かつ、当該上場株式等の銘柄に応じて「野村の証券取引約款」の規定等が適用されることを内容とするものをいいます。 5 この約款において「基準年」とは、お客様がその年の3月31日において18歳である年をいいます。 6 この約款において「特定基準年」とは、お客様がその年の3月31日において12歳である年をいいます。 7 この約款において「成人年」とは、お客様がその年の1月1日において18歳である年をいいます。 8 この約款において「災害等による返還等」とは、災害、疾病その他の法令で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、非課税口座および特定課税未成年者口座に係る上場株式等および金銭その他の資産のすべてについて行うものをいいます。 (区分管理) 第4条 非課税口座に係る上場株式等は、以下のいずれかの勘定で管理します。 ①～③ (省略) ④ 特定累積投資勘定(2024年(未成年者特定累積投資勘定にあっては2027年)以降に特定非課税累積投資に係る積立契約により取得する当該上場株式等につき、他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定で、法令上の要件を満たすもの) 2 特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定は、各年の1月1日において設けられます。<u>ただし、お客様が成人年を迎えるまでの間においては、未成年者特定累積投資勘定のみ設けられます。</u> 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日に特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定(お客様が成人年を迎えるまでの間においては、未成年者特定累積投資勘定)が設けられるものとします。 ① 非課税口座開設届出書が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、<u>所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日</u> ② 非課税口座廃止通知書または勘定廃止通知書が提出された場合においては、<u>所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする特定累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)</u> 4 <u>未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客様が成人年を迎えるまでの間において、当社の非課税口座を廃止することなく他社に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。</u> (非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲等) 第5条 非課税管理勘定は、上場株式等のうち、次に掲げるもののみを受入れます。 ① 非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から	当該上場株式等の銘柄に応じて「野村の証券取引約款」の規定等が適用されることを内容とするものをいいます。 (新設) (新設) (新設) (新設) (区分管理) 第4条 非課税口座に係る上場株式等は、以下のいずれかの勘定で管理します。 ①～③ (省略) ④ 特定累積投資勘定(2024年以降に特定非課税累積投資に係る積立契約により取得する当該上場株式等につき、他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定で、法令上の要件を満たすもの) 2 特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定は、各年の1月1日において設けられます。 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日に特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定が設けられるものとします。 ① 非課税口座開設届出書が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、税務署から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日 ② 非課税口座廃止通知書または勘定廃止通知書が提出された場合においては、税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする特定累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日) (新設) (非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲等) 第5条 非課税管理勘定は、上場株式等のうち、次に掲げるもののみを受入れます。 ① 非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から

新	旧
同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託または当社からの買付け（当社が取扱う募集に応じる場合を含みます）によって取得した後、直ちに非課税口座に受入れるもの ② （省略） 2～3 （省略） （特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲等） 第 5 条の 3 特定非課税管理勘定は、上場株式等のうち、次に掲げるもののみを受入れます。 ① 非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託または当社からの買付け（当社が取扱う募集に応じる場合を含みます）によって取得した後、直ちに非課税口座に受入れるもので、法令上の要件を満たすもの ② （省略） 2～3 （省略） （特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲等） 第 5 条の 4 特定累積投資勘定は、上場株式等のうち、次に掲げるもののみを受入れます。 ① 特定非課税累積投資に係る積立契約に基づき、非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「<u>受入期間</u>」といいます）に取得した後、直ちに非課税口座に受入れるもの ② （省略） 2 特定累積投資勘定に受入れる前項①の上場株式等の取得対価の額の合計額は、120万円（特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には60万円）を超えないものとします。ただし、次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じ、それぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときは、当該上場株式等を受入れることはできません。 ① 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定 当該上場株式等を特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超えるとき ② 未成年者特定累積投資勘定 当該上場株式等を特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該受入期間内に受入れた上場株式等の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受入れている上場株式等の購入の対価の額等の合計額が 600 万円を超えるとき 3 （省略）	同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託または当社からの買付（当社が取扱う募集に応じる場合を含みます）によって取得した後、直ちに非課税口座に受入れるもの ② （省略） 2～3 （省略） （特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲等） 第 5 条の 3 特定非課税管理勘定は、上場株式等のうち、次に掲げるもののみを受入れます。 ① 非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託または当社からの買付（当社が取扱う募集に応じる場合を含みます）によって取得した後、直ちに非課税口座に受入れるもので、法令上の要件を満たすもの ② （省略） 2～3 （省略） （特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲等） 第 5 条の 4 特定累積投資勘定は、上場株式等のうち、次に掲げるもののみを受入れます。 ① 特定非課税累積投資に係る積立契約に基づき、非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に取得した後、直ちに非課税口座に受入れるもの ② （省略） 2 特定累積投資勘定に受入れる前項①の上場株式等の取得対価の額の合計額は、120万円を超えないものとします。ただし、当該上場株式等を特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超えるときは、特定累積投資勘定に受入れることはできません。 3 （省略）

新	旧
(未成年者特定累積投資勘定の管理) 第8条 未成年者特定累積投資勘定で管理される上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとします。 ① 当該上場株式等について、当該非課税口座から他の保管口座への移管または返還（次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める移管または返還を除きます）を行わないこと イ 特定基準年の前年以前の各年 災害等による返還等および上場廃止による移管または返還 ロ 特定基準年以後の各年 イに定める移管または返還およびお客様が当社に対し当該上場株式等について、当該非課税口座から他の保管口座への移管または返還を依頼する旨、当該移管または返還の起因となる事由（お客様の教育費または生活費の支払に充てるものに限りです）等を記載した書類等を提出または提供した場合における当該移管または返還 ② 前条に定める方法によって行う譲渡以外の譲渡を行わないこと ③ 贈与をしないこと ④ 前条に定める方法によって行う譲渡の対価（法令により譲渡所得等に係る収入とみなされるものを含みます）または当社が支払の取扱いをする配当等として交付を受ける金銭その他の資産は、その受領後直ちに特定課税未成年者口座に預託すること 2 前項に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該特定課税未成年者口座は廃止されます。 3 「野村の証券取引約款」第3章第2条（果実の再投資）にかかわらず、未成年者特定累積投資勘定で管理される累投口座内投資信託の収益分配金は、基準年の前年12月31日までは、当該投資信託の買付けに充てず、その受領後直ちに特定課税未成年者口座に預託します。 (手数料) 第9条 非課税累積投資に係る積立契約または特定非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等（第2条第2項②の公募投資信託に限りです）の買付けおよび換金については、手数料はいただきません。 2 非課税累積投資に係る積立契約または特定非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等の買付けに係る当該上場株式等の管理については、手数料はいただきません。 (非課税口座内の上場株式等の払出しに関する事項) 第10条 株式累積投資に係る契約を締結しているまたは過去に締結していたお客様が、特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管するときは、原則、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄について、特定非課税管理勘定からすべて当該特定口座に移管します。 2 (省略)	(新設) (手数料) 第8条 非課税累積投資に係る積立契約または特定非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等（第2条第2項②の公募投資信託に限りです）の買付および換金については、手数料はいただきません。 2 非課税累積投資に係る積立契約または特定非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等の買付に係る当該上場株式等の管理については、手数料はいただきません。 (非課税口座内の上場株式等の払出しに関する事項) 第9条 株式累積投資に係る契約を締結しているまたは過去に締結していたお客様が、特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管するときは、原則、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄について、特定非課税管理勘定からすべて当該特定口座に移管します。 2 (省略)

新	旧
(非課税管理勘定の終了) 第11条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に終了します。 2 (省略) (累積投資勘定の終了) 第11条の2 この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日の属する年の1月1日から20年を経過する日に終了します。 2 (省略) (削除) (削除) (特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認) 第12条 当社は、お客様が当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定を設定している場合において、当社の定める方法により、お客様の所在地の変更の有無を定期的に確認いたします。 2 前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該	(非課税管理勘定の終了) 第10条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に終了します。 2 (省略) (累積投資勘定の終了) 第10条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日の属する年の1月1日から20年を経過する日に終了します。 2 (省略) (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第11条 当社は、お客様から提出を受けた非課税口座開設届出書（非課税口座開設届出書の提出後に氏名または住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、当該非課税口座異動届出書をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所について、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に法令に定める方法で確認いたします。 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。 (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第12条 当社は、お客様から提出を受けた非課税口座開設届出書（非課税口座開設届出書の提出後に氏名または住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、当該非課税口座異動届出書をいいます）に記載または記録されたお客様の氏名および住所について、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます）から1年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます）に法令に定める方法で確認します。 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。 (新設)

新	旧
<u>一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定に新たに上場株式等を受入れることはできません。ただし、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による上場株式等を受入れを除きます。</u> <u>3 前項の場合において、特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定に新たに上場株式等を受入れることができなくなった場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。</u> <u>(課税管理勘定の管理)</u> <u>第13条 お客様が成人年を迎えるまでの間において、特定課税未成年者口座は、非課税口座と同時に設けられ、金銭その他の資産の預入れまたは預託は、当該特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れまたは預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れまたは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです）において処理いたします。</u> <u>2 特定課税未成年者口座に預入れまたは預託される金銭その他の資産は、基準年の前年12月31日までは、当該特定課税未成年者口座から払出し（次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める払出しを除きます）することはできません。</u> <u>① 特定基準年の前年以前の各年 非課税口座内で上場株式等を取得するための払出しおよび災害等による返還等</u> <u>② 特定基準年以後の各年 ①に定める払出しおよびお客様が当社に対し当該金銭その他の資産について、当該特定課税未成年者口座から払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客様の教育費または生活費の支払に充てるものに限りです）等を記載した書類等を提出または提供した場合における払出し</u> <u>3 前項に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該特定課税未成年者口座は廃止されます。</u> <u>(契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い)</u> <u>第14条 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由（第8条第1項または前条第2項に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものおよび出国による非課税口座の廃止を除きます）をしたことをいいます。以下、この条において同じです）が生じた場合には、非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税の取扱いを受けた非課税口座内上場株式等の配当等および譲渡益ならびに他の保管口座への移管または返還がされた非課税口座内上場株式等の当該移管または返還があった時における含み益について課税されます。</u>	(新設) (新設)

新	旧
<u>2 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、非課税口座内上場株式等について、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税されます。</u> <u>(非課税口座および特定課税未成年者口座における出金等の処理)</u> <u>第15条 基準年の前年12月31日までに、非課税口座または特定課税未成年者口座から出金または証券の移管(以下、「出金等」といいます)を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。</u> <u>2 お客様の法定代理人が出金等(第8条第1項第1号口に規定する他の保管口座への移管もしくは返還または第13条第2項に規定する払出し(非課税口座内で上場株式等を取得するための払出しおよび災害等による返還等を除きます)に限ります)を行う場合には、当社は、当該出金等に関してお客様本人の同意がある旨を確認することとします。</u> <u>3 やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できないと当社が判断した場合には、当社は当該出金等に係る上場株式等および金銭またはその他の資産がお客様本人のために用いられることを確認することとします。</u> <u>(お客様への通知)</u> <u>第16条 当社は、次の区分に応じて当該各号に掲げる事項をお客様本人に通知いたします。</u> <u>① お客様がその年の1月1日において12歳である年を迎える場合</u> <u>非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高</u> <u>② お客様が成人年を迎える場合</u> <u>イ 成人年の1月1日付で、お客様の非課税口座が18歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行すること</u> <u>ロ 非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高</u> <u>ハ 成人年の1月1日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受入れることができる上場株式等の取得対価の額の合計額の上限が、60万円から120万円に変更されること</u> <u>ニ 特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること</u> <u>ホ 非課税保有限度額の上限が、600万円から1,800万円(うち特定非課税管理勘定に係る上限は1,200万円)に変更されること</u> <u>(非課税口座に係る事項の細目)</u> <u>第17条 非課税口座に係る事項の細目は、この約款および法令の定める範囲内で、当社が定めます。</u>	(新設) (新設) (非課税口座に係る事項の細目) 第13条 非課税口座に係る事項の細目は、この約款および法令の定める範囲内で、当社が定めます。

新	旧
(解約事由) 第18条 次のいずれかに該当したときは、この約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の非課税口座(特定課税未成年者口座が開設されている場合は、当該特定課税未成年者口座を含みます)は廃止されます。 ①～④ (省略) (合意管轄) 第19条 この約款に関するお客様と当社の間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。 (約款の改定) 第20条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。 <u>2026年10月</u> 未成年者口座および課税未成年者口座に関する約款 (定義) 第2条 この約款において「株式等」とは、次に掲げるものの総称をいいます。 ①～⑥ (省略) 2～5 (省略) 6 この約款において「災害等による返還等」とは、災害等事由による移管または返還で、未成年者口座および課税未成年者口座に係る有価証券および金銭その他の資産の全てを返還することをいいます。 7 (省略) (非課税口座の自動開設) 第14条 2024年から2027年までの各年のうち、お客様の成人年の1月1日においてお客様が未成年者口座を開設している場合には、未成年者口座の開設されている当社の営業所において、同日に非課税口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいいます)が開設されます。ただし、お客様が出国中の場合は除きます。 2 (省略) <u>2026年10月</u>	(解約事由) 第14条 次のいずれかに該当したときは、この約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の非課税口座は廃止されます。 ①～④ (省略) (合意管轄) 第15条 この約款に関するお客様と当社の間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。 (約款の改定) 第16条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。 <u>2025年2月</u> 未成年者口座および課税未成年者口座に関する約款 (定義) 第2条 この約款において「株式等」とは、次に掲げるものの総称をいいます。 ①～⑥ (省略) 2～5 (省略) 6 この約款において「災害等による返還等」とは、災害等事由による移管または返還で、未成年者口座および課税未成年者口座に係る有価証券及び金銭その他の資産の全てを返還することをいいます。 7 (省略) (非課税口座の自動開設) 第14条 2024年以降の各年のうち、お客様の成人年の1月1日においてお客様が未成年者口座を開設している場合には、未成年者口座の開設されている当社の営業所において、同日に非課税口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいいます)が開設されます。ただし、お客様が出国中の場合は除きます。 2 (省略) <u>2024年1月</u>

以上

09-253('26.09)